

## 第1章 総則

### 第1条 目的

本規則は、一般社団法人アグロメディカルフーズ研究機構（以下「研究機構」という。）の「個人情報保護に関する基本方針」及び「個人情報管理規程」（以下、「管理規程」という。）の規定を受け、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号、以下「個人情報保護法」という。）、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号、以下「番号法」という。）及び「特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン（事業者編）」（以下、「ガイドライン」という。）に基づき、研究機構の取り扱う特定個人情報等の適正な取扱いを確保するために定めるものである。

### 第2条 定義

本規則で用いる用語の定義は、次のとおりとする。なお、本規則における用語は、他に特段の定めのない限り番号法その他の関係法令の定めに従うものとする。

- ①「個人情報」とは、個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報であって、生存する個人に関する情報であり、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいう。
- ②「個人番号」とは、番号法第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。
- ③「特定個人情報」とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいう。
- ④「特定個人情報等」とは、特定個人情報及び関連情報を併せたものをいう。
- ⑤「個人情報ファイル」とは、個人情報保護法第2条第2項に規定する個人情報データベース等であって、行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。
- ⑥「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。
- ⑦「個人番号関係事務」とは、番号法第9条第3項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。
- ⑧「個人番号関係事務実施者」とは、個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
- ⑨「役職員」とは、管理規程第2条に定める者をいう。
- ⑩「事務取扱担当者」とは、研究機構内において、個人番号を取り扱う事務に従事す

る者をいう。

~~⑪「管理区域」とは、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを管理する区域をいう。~~

~~⑫「取扱区域」とは、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域をいう。~~

### 第3条 個人番号を取り扱う事務の範囲

研究機構が個人番号を取り扱う事務の範囲は、以下のとおりとする。

#### ①役職員（扶養家族を含む。）に係る個人番号関係事務

- ・給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務
- ・雇用保険届出事務
- ・労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務
- ・健康保険・厚生年金保険届出事務
- ・財産形成住宅貯蓄・財産形成年金貯蓄に関する申告書届出書及び申込書作成事務
- ・国民年金の第三号被保険者の届出事務
- ・その他、上記に付随する手続事務

#### ②役職員以外の個人に係る個人番号関係事務

- ・報酬・料金等の支払調書作成事務
- ・配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書作成事務
- ・不動産の使用料等の支払調書作成事務

### 第4条 特定個人情報等の範囲

1 前条において、研究機構が個人番号を取り扱う事務において使用される特定個人情報等の範囲は、以下のとおりとする。

- ①役職員及び配偶者並びに扶養家族に係る個人番号関係事務に関して取得した個人番号及び個人番号と共に管理される氏名、生年月日、性別、住所等
- ②役職員以外の個人に係る個人番号関係事務に関して取得した個人番号及び個人番号と共に管理される氏名、生年月日、性別、住所等
- ③研究機構が税務署等の行政機関等に提出するために作成した法定調書等及びこれらの控え
- ④その他個人番号と関連付けて保存される情報

2 第1項各号に該当するか否かが定かでない場合は、事務取扱責任者が判断する。

### 第5条 安全管理措置

特定個人情報の取得、保管、利用、提供、廃棄・削除の各段階における安全管理措置は第2章（安全管理）に従うものとする。

## 第2章 安全管理

### 第1節 組織的安全管理措置

## 第6条 組織体制

- 1 研究機構は、事務局を、特定個人情報等を管理する責任部署とする。
- 2 研究機構は、事務局長及び会計（出納）担当者を、事務取扱担当者とし、事務局長をその責任者（事務取扱責任者）とする。
- 3 事務取扱担当者は、理事長が任命する。
- 4 事務取扱担当者の変更となる場合、理事長は新たに事務取扱担当者を任命するが、この場合において、理事長は、前任者が後任者となる者に対して、特定個人情報に係る業務の引継ぎを、確実に行わせるものとする。

## 第7条 運用状況・取扱状況の記録・確認

- 1 事務取扱担当者は、本取扱規則に基づく運用状況を確認するために以下の項目につき、「特定個人情報取扱管理簿」に利用実績を記録するものとする。なお、個人番号関係事務に使用する専用パソコンの利用実績（ログイン実績、アクセスログ等）についても記録を残すものとする。
  - ①特定個人情報の入手日、内容、入手方法・媒体、入手者、保管場所、削除・廃棄記録
  - ②特定個人情報ファイルの利用・出力の状況（必要とされる帳票作成等）
  - ③書類・媒体等の持出記録（行政機関への提出、本人への交付の記録を含む）
- 2 事務取扱担当者は、特定個人情報ファイルの取扱状況を確認するために「特定個人情報ファイル管理台帳」に以下の事項を記録するものとする。
  - ①特定個人情報ファイルの種類、名称
  - ②特定個人情報等の範囲
  - ③責任者、取扱部署
  - ④利用目的
  - ⑤保管場所
  - ⑥アクセス権を有する者
  - ⑦削除・廃棄記録

## 第8条 取扱状況の確認

事務取扱責任者は、特定個人情報等の取扱状況について、「特定個人情報取扱管理簿」及び「特定個人情報ファイル管理台帳」に基づき、毎年1回以上の頻度で確認を行うものとする。

## 第9条 情報漏えい等事案への対応

事務取扱担当者は、特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損による事故が発生したことを知った場合又はその可能性が高いと判断した場合は、直ちに事務取扱責任者に報告し、事務取扱責任者は理事長に報告し、管理規程第12条及び第13条に定める措置をとるものとする。

## 第2節 人的安全管理措置

### 第10条 事務取扱担当者の監督

理事長は、特定個人情報等が本規則に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対し必要かつ適切な監督を行うものとする。

### 第11条 教育・研修

- 1 理事長は、事務取扱担当者に、本規則を遵守させるための教育訓練を企画・運営する責任を負うものとする。
- 2 事務取扱担当者は、本規則を遵守するため、必要な場合は、研究機構が企画・運営する教育を受けるものとする。なお、研修の内容及びスケジュールは、理事長が、事業年度毎に定めるものとする。

## 第3節 物理的安全管理措置

### ~~第12条 特定個人情報等を取り扱う区域の管理~~

~~研究機構は、管理区域及び取扱区域を明確にし、次の各号に従い以下の措置を講じるものとする。~~

- ~~①管理区域は、研究機構の主たる事務所内とし、事務取扱担当者を入退室管理者として、出入口を施錠管理する。~~
- ~~②取扱区域は、研究機構の主たる事務所内とし、事務取扱担当者以外の者に目視されないよう、衝立を設置し、専用区域を確保する。~~

### 第132条 機器及び電子媒体等の盗難等の防止

- 1 事務取扱担当者は、管理区域及び取扱区域における特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、毎日業務が終業した時点で、特定個人情報等を取り扱う専用パソコン及び電子媒体は、事務取扱担当者が管理する机の中に、書類等は金庫の中に、それぞれ保管し、施錠しなければならない。
- 2 事務取扱担当者は、専用パソコンを用いて個人番号関係事務を実施中に、取扱区域を離れる場合は、本人以外の者に当該専用パソコンを使用されたり、画面を目視されたりしないよう、当該専用パソコンをシャットダウンするかパスワードで保護する方法をとらなければならない。

### 第143条 電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止

- 1 特定個人情報等が記録された電子媒体は、外部への持ち出しを禁止することとする。
- 2 特定個人情報等が記録された書類等を持ち出す場合は、封筒に封入し、鞆に入れて搬送することとする。
- 3 特定個人情報等が記載された書類等を、研究機構内で移動する場合は、専用の封筒に封入し移動することとする。

#### 第 154 条 特定個人情報の廃棄及び削除

事務取扱責任者は、事務取扱担当者又は外部委託先が、特定個人情報等を廃棄・削除したことを確認するものとする。この場合において、特定個人情報が記載された書類等の廃棄方法は復元不可能な溶解又は裁断とし、データの削除方法は復元不可能な削除とし、媒体の場合は復元不可能な破壊とする。

### 第 4 節 技術的安全管理措置

#### 第 165 条 アクセス制御・アクセス者の識別と認証

研究機構は、特定個人情報等を取り扱う機器を特定し、その機器を取り扱う事務取扱担当者を限定し、アクセス権としてユーザーID・パスワードを付与する。

#### 第 176 条 外部からの不正アクセス等の防止

~~特定個人情報等の電子データは、電子錠付 USB メモリーに保管し、電子錠付 USB メモリーは、鍵のかかる場所に保管する。また、使用するパソコン及びプリンターは、特定個人情報等の取扱作業の間、物理的にインターネットから遮断するものとする。電子錠付 USB メモリーは、鍵のかかる場所に保管する。~~

### 第 3 章 特定個人情報の取得

#### 第 187 条 特定個人情報の利用目的

研究機構が、役職員及び第三者から取得する特定個人情報の利用目的は、第 3 条に定める個人番号を取り扱う事務の範囲とする。

#### 第 1918 条 特定個人情報の取得時の利用目的の通知等

- 1 研究機構は、特定個人情報を取得する場合は、「個人番号のご提出の件」を交付又は送付する方法により、利用目的を通知する。
- 2 研究機構は、利用目的の変更を要する場合、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内で利用目的を変更して、本人へ通知し、公表又は明示を行うことにより、変更後の利用目的の範囲内で特定個人情報を利用することができる。

#### 第 2019 条 個人番号の提供の要求

- 1 研究機構は、第 3 条に掲げる事務を処理するために必要がある場合に限り、本人又は他の個人番号関係事務実施者若しくは個人番号利用事務実施者に対して個人番号の提供を求めることができるものとする。
- 2 役職員及び第三者が、研究機構の個人番号の提供の要求又は第 232 条に基づく本人確認に応じない場合には、番号法に基づく制度の意義について説明し、個人番号の提供及び本人確認に応ずるように求めるものとする。役職員及び第三者が個人番号の提供に応じない場合は、提供を求めた経緯等を記録するものとする。

#### 第 ~~21~~20 条 個人番号の提供を求める時期

- 1 研究機構は、第3条に定める事務を処理するために必要があるときに、個人番号の提供を求めることとする。
- 2 前項にかかわらず、本人との法律関係等に基づき、個人番号関係事務の発生が予想される場合には、契約を締結した時点等の当該事務の発生が予想できる時点で個人番号の提供を求めることができるものとする。例えば、役職員に係る個人番号関係事務の場合は、雇用関係契約の締結等の時点で、個人番号の提供を求めることができるものとする。

#### 第 ~~22~~21 条 特定個人情報の収集制限

研究機構は、第3条に定める事務の範囲を超えて、特定個人情報を収集しないものとする。

#### 第 ~~23~~22 条 本人確認

- 1 研究機構は、役職員及び第三者から、「個人番号のご提出の件」等の文書を通じ、個人番号の提出を求める場合は、本人確認（通知カードと身元確認書類等による確認等）を行うものとする。
- 2 役職員の扶養家族の個人番号を、代理人を通じ取得する場合は、当該代理人の身元確認、代理権の確認及び当該扶養家族の本人確認（通知カードと身元確認書類等による確認等）を行うものとする。但し、代理人が、研究機構と雇用関係等にある役職員であることが明らかな場合は、当該代理人の身元確認、代理権の確認及び当該扶養家族の本人確認（通知カードと身元確認書類等による確認等）は、必要としないこととする。

#### 第 ~~24~~23 条 国民年金第3号被保険者の個人番号の収集

研究機構は、役職員の配偶者であって国民年金第3号被保険者であるものからの個人番号を収集する場合は、当該役職員に対し、個人番号の収集及び本人確認（通知カードと身元確認書類等による確認等）を委託するものとする。この場合において、役職員は、当該配偶者の「委任状」を、当該配偶者の個人番号の提供時に提出するものとする。

## 第4章 特定個人情報の利用

#### 第 ~~25~~24 条 特定個人情報の利用制限

- 1 研究機構は、第187条に定める利用目的でのみ利用するものとする。
- 2 研究機構は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合を除き、本人の同意があつたとしても、利用目的を超えて特定個人情報を利用してはならないものとする。

#### 第 ~~25~~26 条 特定個人情報ファイルの作成の制限

研究機構が特定個人情報ファイルを作成するのは、第3条に定める個人番号を取り扱

う事務を実施するために必要な範囲に限り、これらの場合を除き特定個人情報ファイルを作成しないものとする。

## 第5章 特定個人情報の保管

### 第 2726 条 特定個人情報の保管制限

- 1 研究機構は、第3条に定める個人番号を取り扱う事務の範囲を超えて、特定個人情報を保管してはならない。
- 2 研究機構は、所管法令で定められた個人番号を記載する書類等の保存期間を経過するまでの間は、以下に掲げる書類及びデータを保管することができるものとする。
  - ①源泉徴収票及び支払調書等を作成するために、研究機構が受領した個人番号が記載された申告書類及び通知カード・身元確認書類等
  - ②源泉徴収票及び支払調書等を作成するためのシステム内の情報
  - ③行政機関等に提出した源泉徴収票及び支払調書等の控え

## 第6章 特定個人情報の提供

### 第 2827 条 特定個人情報の提供制限

研究機構は、番号法第19条各号に定める場合を除き、本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供（提供とは、法的な人格を超える特定個人情報の移動を意味し、研究機構の内部での移動は、該当しないものとする。）しないものとする。

## 第7章 特定個人情報の開示

### 第 2928 条 特定個人情報の開示

研究機構は、本人から当該本人が識別される特定個人情報について開示を求められた場合は、遅滞なく、当該情報の情報主体であることを厳格に確認した上で、当該本人が開示を求めてきた範囲内でこれに応ずるものとする。

## 第8章 特定個人情報の廃棄・削除

### 第 3029 条 特定個人情報の廃棄・削除

研究機構は、所管法令で定められた個人番号が記載された書類等の保存期間が経過した場合は、当該書類を速やかに廃棄又は削除するものとする。ただし、所管法令で定められた保存期間が経過した後においても、当該書類等を保管する場合は、個人番号を削除もしくは復元できない程度にマスキングをほどこし保管するものとする。

## 第9章 特定個人情報の委託の取扱い

### 第 ~~3130~~ 条 業務の委託

- 1 研究機構は、個人番号関係事務の全部又は一部を委託する場合は、番号法及びガイドラインに基づき、研究機構が果たすべき安全管理措置と同等の措置が委託先において適切に講じられるよう、必要かつ適切な監督を行うものとする。
- 2 前項の業務を委託する場合は、管理規程第7条に従うと共に、特定個人情報に関する取得、保管、利用、提供、廃棄・削除の各事務において、安全管理措置を遵守させるため、別途委託契約を締結するものとする。

## 第10章 その他

### 第 ~~3231~~ 条 変更後の個人番号の届出

役職員は、個人番号が漏えいした等の事情により、本人又は扶養家族の個人番号が変更された場合は、変更後の個人番号を遅滞なく、研究機構に届け出なければならない。

#### 附 則

- 1 この規程の改廃は、理事会の決議を経てこれを行う。
- 2 この規程は、2018（平成30）年4月1日から施行する。

